

令和 7 年

第 5 回羽咋市議会定例会

提案理由説明書

令和 7 年 9 月 9 日招集

本日、ここに、令和7年第5回羽咋市議会定例会が開かれるにあたり、提出議案の概要と当面する諸課題への取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、大雨被害について、ご説明いたします。

石川県では、8月6日からの低気圧と前線により記録的な大雨となりました。市内でも、時間雨量が8月7日に39.5ミリ、8月11日には23ミリの雨を記録し、ともに降り始めからの総雨量は、100ミリを超える大雨となりました。

この大雨により、神子原町地内で農地7件、農道1件の被害があり、復旧に向けて測量設計を進めているところです。

次に、能登半島地震からの復旧・復興に向けた取り組みについて、ご説明いたします。

はじめに、復興個別計画を7つの町会で6月に策定いたしました。計画では、震災による地域の課題、それに対する地域の取り組みなどを、地域と市が協力して、ワークショップ形式で取りまとめました。今後も、地域と協力し、防災力向上に向けて取り組んでいきます。

次に、本市がこれまで国に強く要望してきた応急修理制度の期限延長が、7月に決定いたしました。本年12月末までとされていた期限が延長され、申請期限は令和8年9月末まで、完了期限

は当面の間、設定しないこととなりました。対象世帯には、既に個別に案内しており、引き続き周知に取り組んでいきます。

また、同様に要望してきた応急仮設住宅の入居期間の期限延長につきましても、原則２年間で１年延長となり、対象世帯に案内するとともに、意向調査を進めているところです。

次に、能登創造的復興支援交付金を活用した新たな取り組みについて、ご説明いたします。

災害時の水の確保につきましては、個別計画の中でも特に意見が多かったことから、自主防災組織や町会に対し、災害時活用井戸整備補助金を創設し、断水時の水の確保を図っていきます。

また、地域コミュニティ活動支援補助金を創設し、町会に対し、復興に向けたイベント開催など、コミュニティの活性化に資する活動費用を補助することで、震災の影響を受け苦慮している町会を支援いたします。

次に、地域コミュニティ施設の再建支援の状況について、ご説明いたします。

昨年度から今年８月末までに、６６件の補助金交付申請があり、その内訳は、会館は８件、神社などは５８件です。

申請は順調に進んでいる一方で、業者不足による工事着手の遅れや費用面などから、再建完了まで期間を要することが予想されます。

引き続き、町会からの相談や問い合わせに丁寧に対応しながら、地域のコミュニティ活動の拠点となる施設の再建を支援していきます。

次に、復興公営住宅の整備について、ご説明いたします。

造成工事につきましては、浸水対策として擁壁の設置と地盤の嵩上げを行っています。

住宅の整備につきましては、現在、詳細な設計を実施しており、10月に住宅の買い取りに係る売買契約を締結し、11月に住宅工事に着手する計画です。着工後には、被災された方々に対し、入居に係る本申込みの案内を開始します。

また、住宅の整備に伴い、市営住宅の管理戸数が増加することから、より効率的で質の高い行政サービスを提供するため、7月からサウンディング型市場調査を開始しており、調査結果を踏まえ、今後の市営住宅の維持管理方法について検討していきます。

被災された方々ができるだけ早く、安心して生活できるよう、令和8年夏の住宅完成、秋の入居開始に向け、着実に整備を進めていきます。

次に、公費解体の状況について、ご説明いたします。

8月31日現在、579件、711棟分の申請があり、内訳は、住家344棟、非住家367棟です。そのうち517棟が解体工事を完了しています。

また、自費解体による費用償還の申請につきましては、8月31日現在、69件、80棟分の申請があり、内訳は、住家24棟、非住家56棟となっています。

公費解体、自費解体を合わせた解体率は、75.5パーセントとなり、引き続き、県や関係団体と連携し、速やかな被災家屋の解体を進めていきます。

次に、耐震住宅リフォーム支援事業の制度拡充について、ご説明いたします。

これまで、住宅の耐震化を促進するために、補助対象となる住宅を拡大するとともに、市独自の補助金額の上乗せや補助メニューの新設を実施してきました。

今回、6月の石川県の補助制度の拡充を踏まえ、耐震改修工事に係る補助金額を最大270万円から300万円へ増額しました。

さらに、新たに補強計画を補助対象とし、耐震診断から補強計画、耐震改修まで一貫した支援により、一層の住宅の耐震化を促進していきます。

次に、宅地造成事業について、ご説明いたします。

兵庫町地内2か所において、現在、造成設計を進めています。より魅力の高い分譲地にするため、セブンイレブン東側の造成地において、隣接地権者の同意を受け、およそ1,400平方メートルの用地を追加取得いたします。

これにより、分譲予定数を、当初のおよそ 30 区画から 35 区画に増やし、年度内の販売募集開始に向け、事業を進めていきます。

次に、人口動態について、ご説明いたします。

本市の令和 6 年度末の人口は、1 万 8, 818 人で、前年度と比べ 268 人の減少となりました。減少数が 300 人以下となるのは、平成 29 年度以来となります。

本市の統計記録上、はじめて社会増減数がプラスに転じた令和 5 年度に引き続き、令和 6 年度におきましても、転入が転出を 4 人上回っており、人口減少をさらに緩和することができたと捉えています。

宅地分譲や子育て世代への各種支援策に加え、360 度 VR 画像を導入した空き家情報バンクの活用推進などの移住施策が、若い世代の呼び込みと定住を促したことや、国外からの外国人労働者の増加が、主な要因であると考えています。

引き続き、復興と未来につなげるまちづくりを両立させることで、人口減少のさらなる緩和と、持続可能な地域づくりの実現を図っていきます。

次に、トキの放鳥および定着に向けての取り組みについて、ご説明いたします。

庁内組織体制では、今月 1 日に農林水産課内に、関係する複数

の課の職員で構成する「トキ共生室」を設置しました。

また、本市独自に、農業者や有識者、関係団体で組織するトキ推進協議会を9月下旬に設置いたします。

今後、トキの放鳥や定着に関する、さまざまな施策について、本協議会と連携し取り組んでいきます。

次に、トキが定着する環境づくりについて、ご説明いたします。

市では、自然栽培米をはじめ減農薬で栽培する特別栽培米など、環境に配慮した農業の取り組みを推進してきました。

7月1日、有機農業の拡大に向けて、地域ぐるみで生産から消費まで一体として取り組みを進めていく「オーガニックビレッジ宣言」を行いました。

また、水田魚道の設置や自走草刈り機の導入など、トキの生育環境に配慮した米づくりに取り組む農家に対し、10アール当たり2万円の支援を行い、トキとの共生を目指します。

次に、トキに関する企画展について、ご説明いたします。

現在、羽咋市歴史民俗資料館で、企画展「トキが舞う能登へ」を開催しています。この企画展は、昨年度から能登地域での放鳥を見据え計画していたものです。

企画展では、能登のトキ保護活動の第一人者であり、石川県トキスーパーバイザーである村本義雄氏の資料をもとにトキの生態を解説し、これからのトキ保護を問いかける内容となっていま

す。会期中に、村本氏の講演会を開催したところ、市内外や県外からも多くの参加者があり、関心の高さがうかがえました。

来年6月に予定されている本市でのトキの放鳥が、能登の震災復興への明るい話題になるよう、トキが生育しやすい環境づくりや、市民への啓発活動など機運の醸成を図ってまいります。

次に、羽咋市にぎわい交流拠点「LAKUNA はくい」について、ご説明いたします。

昨年7月のオープンから1年となる6月末で、来館者数が34万7千人を超え、8月末現在では41万756人となり、年内には50万人に到達する見込みです。

「LAKUNA はくい」の賑わいを周辺商店街に波及させるため、7月25日からクーポン付き街歩きマップやスタンプラリーを実施しており、協力店舗や利用者から好評を得ています。

また、8月30日に獅子舞フェスティバルを開催しました。多くの来場者に、伝統的な獅子舞文化を楽しんでいただくとともに、担い手の確保・拡大を図っています。

引き続き、指定管理者や、周辺の店舗および事業者と連携し、交流人口の拡大を進めていきます。

なお、周辺整備につきましては、地震の影響により中断していた駐車場工事が完成したことにより、新たに25台の駐車が可能となりました。

次に、都市計画道路川原町線について、ご説明いたします。

⁸ ⁹ ¹ ⁴
はくいしにちなみ、8月9日午後1時4分に供用を開始しました。羽咋駅西側における歩行者の安全と円滑な交通の確保、商店街や「LAKUNA はくい」の利便性向上が図られると期待しています。

また、8月23日に川原町線において、羽咋まつりを開催しました。およそ4千人が参加し、恒例のはまぐり音頭やステージイベントなどにより、羽咋駅周辺には活気があふれ、新たな賑わいの創出にもつながったと考えています。

次に、都市計画道路東大通り線の整備について、ご説明いたします。

東大通り線は、JR羽咋駅東口から子浦川を渡り、コスモアイル羽咋や羽咋運動公園に直結する道路として、平成27年に都市計画決定された道路です。

本市における都市防災力の向上を図るため、本路線の整備に着手していきます。計画延長は680メートルであり、今回、羽咋駅東側の200メートル区間を事業化します。本整備により羽咋駅東口へのアクセス向上や通行者の安全確保が期待できます。

また、当該道路の区域内や周辺には公費解体する家屋があることから、震災復興を契機とし、新たなまちづくりの推進と創造的復興を図っていきます。

事業についての地元説明会を開催し、地元住民のご理解をいただきながら事業を進めていきます。

次に、羽咋小学校と西北台小学校の統合について、ご説明いたします。

7月3日に第3回の「羽咋小学校・西北台小学校統合協議会」を開催し、これまでの統合協議会における決定方針と要望について確認し、保護者にその内容をお知らせしました。

今後も、専門部会、PTAにおいて、調査・検討を行い、地域や関係者と連携しながら、4月の統合に向けて進めていきます。

なお、統合に伴う制服購入などの全額補助やスクールバス停留所の整備、羽咋小学校のバスロータリーの整備を実施し、保護者の経済的負担の軽減や児童が安心して通学できる環境整備を行っていきます。

次に、羽咋中学校体育館の空調整備について、ご説明いたします。

羽咋中学校体育館は、体育授業や部活動、市民のスポーツの場として活用されているとともに、大規模災害時には避難所としての機能を有することから、国の補助金を活用した空調整備を進めていきます。

次に、中学校部活動の休日の地域展開について、ご説明いたします。

少子化や教員の働き方改革が課題となる中、国は令和13年度までに、休日における、原則全ての部活動の地域展開の実現を目

指すこととしています。

このため、本市では、休日の地域展開について、7月に保護者にその内容をお知らせしました。また、羽咋市PTA連合会役員に意見を聞き、加えて生徒や保護者を対象とした「中学校部活動に関するアンケート」を実施しました。

今後、国の方針とアンケート結果を踏まえ、休日の地域展開を推進し、子ども達がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を、将来にわたって確保していきます。

次に、「学びを高め合う ひと・まちづくり 羽咋市民大学
にせんにじゅうご
2025」について、ご説明いたします。

市民の学習意欲を高め、主体的、積極的にまちづくりに寄与することを目的として、羽咋市民大学を開講します。

今年度のテーマは、「健康をデザインする ～食・運動・コミュニケーション～」であり、各分野でご活躍されている方々を講師として、10月26日から合計4回の講座を開催いたします。

この講座を通して、「人生をより豊かにする手助け」を提供いたします。

次に、旧余喜小学校施設の利活用について、ご説明いたします。

旧余喜小学校の未活用の教室棟部分を有効活用するため、地域の活性化や振興に寄与する民間事業者を8月25日から募集しています。

選考方法はプロポーザル方式とし、11月中に優先交渉権者を決定いたします。

次に、放課後児童クラブの移設について、ご説明いたします。

栗ノ保と瑞穂の放課後児童クラブにつきましては、これまで旧保育所施設で運営してきましたが、両クラブを、それぞれ近隣の小学校の空き教室に移設し、7月22日に開所しました。

これにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、児童の安全性を確保し、安心できる居場所づくりに、より一層、取り組んでいきます。

次に、市長と語る会について、ご説明いたします。

8月26日にひとり親家庭と市長が語る会を開催し、ひとり子育てする視点から、住み続けたいまちづくりなどについて懇談しました。

参加者からは、仕事と子育ての両立の難しさや、ひとり親家庭として必要な支援内容についてご意見をいただきました。

いただいたご意見を参考に、今後の施策に反映していきたいと考えています。

次に、邑知保育園の指定管理への移行について、ご説明いたします。

邑知保育園は、平成18年度開設以来、指定管理者制度で運営

してきましたが、昨年度から市直営となっています。

民間事業者の有するノウハウを活用し、多様化するニーズに効果的・効率的に対応していくため、令和8年度から改めて指定管理者制度を導入することとしました。

公募によるプロポーザル方式により事業者を選定し、より柔軟な保育運営に取り組んでいきます。

次に、定期予防接種の再接種費用助成について、ご説明いたします。

本市では、これまで骨髄移植などの治療により、免疫を失った20歳未満の方を対象に、定期予防接種の再接種費用の助成を行っていましたが、7月から年齢制限を撤廃しました。

これにより、再接種費用の経済的負担を軽減するとともに、免疫を再獲得することにより重症化リスクの低減を図り、自分らしい暮らしの継続を支援していきます。

次に、介護予防ポイント事業について、ご説明いたします。

現在、介護予防活動に携わるボランティアや参加者に対して、介護予防ポイントを付与しています。

新たに、名称を「羽羽^{はねはね}ポイント」とし、10月からスマートフォンで2次元コードを読み取りポイントを獲得する、「デジタルポイント」を導入します。また、ポイント交換の内容を大幅に拡充します。

今後も、高齢者の健康増進と社会参加を促すフレイル予防に取り組むとともに、デジタル技術を活用したサービスの充実を図り、介護予防に努めていきます。

次に、国勢調査について、ご説明いたします。

本調査は、人口や世帯の実態を明らかにする最も重要かつ基本的な国の統計調査であり、5年ごとに実施されます。

地域別の人口や産業別就業者数などの調査結果は、地方交付税の交付額の算定に用いられるほか、各種行政施策の策定や推進などに広く活用されています。

10月1日が調査期日であり、5月1日に副市長を本部長とする「令和7年国勢調査羽咋市実施本部」を設置し、進めているところです。

調査票の配布は、9月20日から開始し、インターネットおよび郵送による回答を基本として進めていきます。

次に、指定管理者制度導入施設の管理運営状況の評価について、ご説明いたします。

現在、本市では、15の施設について指定管理者に管理運営を委託しています。先般、令和6年度における各施設の管理運営状況の評価結果を取りまとめたところ、A B C Dの4段階評価で、全ての施設で「A評価」という結果であり、概ね適切に施設の管理運営がなされている状況であることを確認しました。

今後も、施設の適切な維持管理および運営に努めていきます。

以上申し述べまして、提出案件の説明に入ります。

今議会に提出いたしました案件は、予算案 3 件、条例案 4 件、その他 2 件、報告 8 件、認定 7 件の合計 24 件です。

議案第 43 号 令和 7 年度羽咋市一般会計補正予算第 6 号について、ご説明いたします。

今回の補正のうち、歳出の主な内容は、能登半島地震に伴う予算として、能登創造的復興支援交付金を活用し、町会や自主防災組織への復興に向けた、コミュニティ活動や井戸を整備するための支援を創設したことによる増額などを計上しました。

また、地域コミュニティ施設等再建支援や、未来につなげる羽咋なりわい再建支援の申請件数の増加に伴う増額を計上しました。

災害関係以外の予算では、来年のトキの放鳥に向けた協議会設立に伴う補助金や、トキ生息環境整備への補助金の追加のほか、羽咋中学校体育館棟の空調整備費、羽咋小学校と西北台小学校の学校統合に伴う児童送迎用スクールバスロータリーの整備費を計上しました。

また、神子原農林水産物加工販売施設に併設する穀類貯蔵倉庫の建設にかかる設計委託費や、兵庫町地内の宅地造成における追加の土地購入にかかる増額、都市計画道路東大通り線の整備にかかる設計委託料の追加を計上しました。

さらに、国の交付金の内示額に伴い、社会資本整備総合交付金事業などの減額を計上しました。

歳入では、各事業に伴う国県支出金の補正および、まちづくり基金や財政調整基金により、収支の均衡を図った次第です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5千万円を追加し、予算総額を188億7千万円に定めようとするものです。

議案第44号 令和7年度羽咋市水道事業会計補正予算第1号につきましては、職員費の増額補正であり、収益的支出では、70万円追加し、予算総額を6億5,730万円とし、資本的支出では、410万円追加し、予算総額を12億3,030万円にするものです。

議案第45号 令和7年度羽咋市下水道事業会計補正予算第1号につきましては、収益的収支のうち収益的支出では、職員費の増額補正が主なものであり、651万円追加し、予算総額を11億4,571万円にするものです。

資本的収支では、令和6年能登半島地震により被災した管渠の災害復旧事業費の増額補正が主なものであり、資本的収入では、国庫補助金を1億2千万円追加し、予算総額を25億0,960万円に、資本的支出では1億2,170万円追加し、予算総額を27億1,200万円にするものです。

議案第４６号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認のための措置など所要の改正を行うものです。

議案第４７号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の拡充など所要の改正を行うものです。

議案第４８号 羽咋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一般職の職員と同様、部分休業の拡充など所要の改正を行うものです。

議案第４９号 羽咋市営住宅条例の一部改正につきましては、指定管理者による市営住宅の管理を可能とするため、所要の改正を行うものです。

議案第５０号 市道路線の認定につきましては、本江町から尾長町の１路線を認定するため、道路法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

議案第 5 1 号 令和 6 年度羽咋市下水道事業会計 未処分利益
剰余金の処分につきましては、当年度 未処分利益剰余金 4 億
1, 0 5 5 万 9, 2 5 1 円のうち、2, 9 4 3 万 6, 4 3 1 円を
取り崩し、資本的収支補填財源とするため、地方公営企業法の規
定により議会の議決を求めるものです。

報告第 2 4 号および報告第 2 5 号 損害賠償額の決定の専決
処分の報告につきましては、スクールバスによる交通事故に伴う
損害賠償額を決定したので、地方自治法の規定により報告するも
のです。

報告第 2 6 号 令和 7 年度羽咋市一般会計補正予算第 5 号の
専決処分の報告につきましては、歳出では、8 月の大雨により被
害があった、神子原町地内の災害復旧工事費の増額を行ったもの
です。

歳入では、事業実施に伴う国庫支出金、市債および分担金の増
額を計上したほか、不足分は、財政調整基金からの繰入金により
収支の均衡を図った次第です。

これにより、歳入歳出それぞれ 8 千万円を増額し、予算総額を
1 8 6 億 2 千万円に定めたものです。

報告第 2 7 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告につ
きましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、

令和 6 年度決算における比率を報告するものです。

健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」および「将来負担比率」があり、このうち実質赤字比率と連結実質赤字比率は、対象となる会計の収支がすべて黒字であったため、該当しないことになります。

実質公債費比率の 3 か年平均では、普通交付税の増加により改善され、前年度と比較して、0.5 ポイント減少の 6.6 パーセントになりました。

将来負担比率は、基金積立金の増加により改善され、前年度に引き続き、ゼロ以下となりました。

水道事業や下水道事業の公営企業会計における資金不足比率では、両会計において資金不足が発生しておらず、該当しませんでした。

報告第 28 号、報告第 29 号および報告第 31 号 工事請負契約の締結につきましては、羽咋市公共下水道 羽咋処理区 管渠災害復旧工事に係るものであり、地方公営企業の業務に関する予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約であることから、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

報告第 30 号 業務委託契約の締結につきましては、公共下水

道災害復旧実施設計業務委託に係るものであり、予定価格 5 千万円以上の業務委託契約であることから、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の規定により報告するものです。

認定第 1 号から認定第 7 号までにつきましては、令和 6 年度の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算、ならびに公営企業会計決算について、地方自治法および地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものです。

一般会計の決算概要につきましては、令和 6 年度は、「すまいと暮らしの再建、未来につなげる予算」を基本とし、第一に、被災された方々が一日も早く元の日常生活に戻れるよう被災者の気持ちに寄り添いながら、生活の再建に全力で取り組むとともに、被災した社会基盤整備などの復旧に取り組みました。

第二に、震災からの復興に向けて、市民一人ひとりが住み続けたい、住んでいてよかったと思える未来につながる輝く羽咋の実現に取り組みました。

被災者支援では、被災者生活再建支援法の適用対象とならない方への生活再建のため、市独自の支援金の給付を行うほか、なりわい再建支援補助金における市独自の加算支援、住宅への応急修理の実施、半壊以上の被災家屋などの公費解体、応急住宅の供与、

町会が管理する会館や神社の再建支援などを行いました。

災害復旧では、被害を受けた道路、漁港などの社会基盤や、公園、小中学校施設の早急な復旧を実施しました。

また、住民、地域、行政が一体となって迅速な復旧、未来につながる復興を目指すための復興計画および復興実施計画の策定を行いました。

被災者の方々が、一日も早く安心して暮らせるよう、恒久的な住まいとして、買い取り方式での復興公営住宅の整備に着手しました。

さらに、地震による被災や物価高騰による市民への地域商品券の給付を2回実施するなど、原油価格・物価高騰支援、能登半島地震による被災者支援や災害復旧など、市民の生活と地域経済を支える施策を適時適切に実行してきました。

一方、様々な課題に向き合いながら、「輝く羽咋」の実現に向けた取り組みを加速させるため、3つの政策の柱に基づき、国や県の補助金を有効に活用するなどの創意工夫をしながら、住民福祉の向上と持続可能な財政基盤の両立を図りました。

一つ目の柱である「ひとを惹きつける魅力あるまちづくり」では、「LAKUNA はくい」のオープンを核に、多様な世代が集まるサードプレイスとなるよう、イベントの実施やイルミネーションなど、指定管理者や周辺の事業者と連携し、魅力ある、羽咋駅周辺

のにぎわい創出を進めました。

新たな宅地開発では、千里浜ヒルズ分譲地の完売を受け、若い世代や被災者の転居先として需要が高いことから、新たに、兵庫町地内2か所で宅地造成の実施設計に着手し、切れ目ない定住促進を図りました。

妙成寺の国宝指定に向けた取り組みとしては、妙成寺建造物の動画の作成・公開や、デジタル資料館の構築など、妙成寺の魅力を広く発信しました。

市民共創の拠点づくりとしては、旧余喜小学校を愛称「よき交流センター」とし、地元を中心に、住みやすく活気あるまちづくりに取り組んできました。

二つ目の柱である「誰もが暮らし続けられる安全安心なまちづくり」では、令和6年度から、保育所などの利用料や全ての小中学生の給食費を無償とし、子育て世代の経済的負担の軽減を図りました。

また、産婦の健康診査助成の拡充をはじめ、初誕生を迎える、こどもたちへのファーストブックの配布、こどもと保護者の心のケアのための公認心理師や精神保健福祉士の派遣など、子育て世帯に寄り添った支援を構築しました。

病児保育所の新設におきましては、羽咋すこやかセンターを、病児、病後児、休日保育の、保育サービス専用スペースの改修工事に着手するとともに、適切な運営体制の整備に取り組み、子育

て環境の一層の充実を図りました。

地域公共交通の再編では、A I デマンド交通「のるまいカー」や、新たなルートでの地域循環バス「るんるんバス」の運行を開始し、利用者の利便性向上や利用促進につなげました。

三つ目の柱である「デジタル技術を活用したスマートシティの実現」では、小中学校に全ての教科のデジタル教科書やW E B プリントを導入するなど、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図りました。

市民サービスのデジタル化として、羽咋市公式L I N E の機能拡充をはじめ、書かない窓口申請書作成事業、窓口閲覧システム導入事業、羽咋市デジタル資料館構築事業に取り組みました。

また、介護認定業務D X 事業を実施し、市民サービスの向上や事務の効率化を図りました。

これらの重点施策である、こども政策の充実をはじめ、高齢者福祉の推進、デジタル技術を活用した教育環境の充実、地域活性化などに積極的に取り組むなど、住んでいてよかったと希望の持てる、活気あるまちづくりを進めてきました。

歳入では、震災関連の事業費が増えたことから、前年度と比較し、特別交付税が5億6,685万3千円増額となったほか、国県支出金は10億2,710万9千円、地方債は9億5,464

万3千円の増額となり、歳入全体で、30億3,061万8千円の増額となりました。

この結果、歳入総額が180億9,070万8千円、歳出総額が176億3,163万6千円となり、差し引き4億5,907万2千円の黒字となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては、4,390万1千円の黒字、単年度収支から財政調整基金への積立、市債の繰上償還を加味した実質単年度収支につきましては、3億8,763万9千円の黒字となりました。

特別会計の決算につきましても、すべての会計で実質収支が黒字となっています。

次に、主な財政指標ですが、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度と比較して1.2ポイント上昇し、91.1パーセントとなりました。

基金につきましては、財政調整基金が前年度比2億3,896万9千円の増加、減債基金が前年度比2億4,352万3千円の増加、まちづくり基金が前年度比2億3,724万7千円の増加となり、一般会計の基金全体では、7億3,248万5千円の増加となりました。

一方、公費解体など災害復旧に伴う市債発行が増加したことにより、令和6年度末における全会計の市債残高の合計は225億5,342万5千円、前年度末と比較して、9億4,058万

1千円、率にして4.4パーセントの増加となりました。

今後も、中期財政計画による財政予測を基に、事業の選択と集中を高めるとともに、国、県などの交付金の活用をはじめ、自主財源の確保にも努め、一層の創意工夫を図りながら、健全財政の維持に努めていきます。

なお、一般会計および各特別会計は「主要施策の概要」説明書で、また、水道事業会計および下水道事業会計は事業報告書により、詳しい説明をさせていただきます。

以上をもちまして、提出いたしました全案件の説明を、終わります。詳細につきましては、質疑、質問あるいは各常任委員会におきまして、ご説明いたします。

何とぞ、よろしくご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いいたします。